

青環保第528号  
平成29年7月18日

各事業者団体 各位

青森県環境生活部環境保全課長  
(公印省略)

「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」について

本県の産業廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことが廃棄物処理法で定められています。

排出事業者の責任は、廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するというものではなく、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければなりません。

しかしながら、平成28年1月に、食品製造業者及び食品販売事業者から処分委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により不正に転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明し、改めて排出事業者による廃棄物処理責任の徹底が求められているところです。

このような中、本事案を受けた再発防止策の一つとして、今般、環境省において、廃棄物処理法の下で排出事業者が講ずべき措置について「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」としてとりまとめられました。

つきましては、当チェックリストを別添のとおり送付しますので、貴団体の所属会員等に対し周知して下さるようお願いいたします。

なお、当チェックリストは、青森県庁ウェブサイトからダウンロードできますので、適宜御活用ください。

<チェックリストの掲載ページ>

「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリストについて」

[http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/haishutsu\\_sekinin.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/haishutsu_sekinin.html)



〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号  
青森県環境生活部環境保全課  
廃棄物・不法投棄対策グループ  
電話 017-734-9248 (直通)

29年7月21日 □情報共有フォルダ  
担当者 □スケジュール登録